

和解協定書

令和4年道委不第11号北海道大学事件について、申立人北海道大学教職員組合（以下「組合」という。）と被申立人国立大学法人北海道大学（以下「大学」という。）は、大学が令和4年7月25日に決定した「職員宿舍の基本方針」（以下「本件基本方針」という。）に関する団体交渉及び本件手続の経緯を踏まえ、次のとおり和解協定を締結する。

記

- 1 大学は、本件基本方針の実施に当たり、入居者の不利益の緩和等のため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 本件基本方針第2項に定める「職員宿舍への入居が認められる教職員の類型」により、今後宿舍への入居が認められる職員のうち、同項④の「教育研究の高度化やイノベーション創出に資する多様な人材を確保する観点から職員宿舍に入居する必要があると認められる職員」について、新規採用者のうち、教員以外の外国人、女性、若手職員にも入居資格を認める方向で柔軟な運用を行う。
 - (2) 当面の間存続させる宿舍に現に入居している者のうち、本件基本方針第2項に規定する教職員の類型に該当しないため、退去を求められる入居者について、次に掲げる事由等のやむを得ない事情がある場合には、入居期間の延長を認める。
 - ア 本人若しくは同居者が心身に障害を有し、又は病気のため住居の移転が極めて困難な場合
 - イ 転居により入居者の子弟が小中学校、幼稚園又は保育園の転校、転園を伴う場合
 - ウ 令和7年3月31日の時点において、5年以内に定年を迎える場合（入居期間の延長は最大5年間とする。）
 - (3) 廃止予定の宿舍に入居し、廃止予定日までに退去することとなる入居者のうち、次に掲げる事由等のやむを得ない事情がある場合には、当面の間存続させる宿舍への転居を認める。
 - ア 本人若しくは同居者が心身に障害を有し、又は病気のため、生活環境上、宿舍への入居が必要である場合
 - イ 入居者の子弟が小中学校、幼稚園又は保育園に通学・通園し、教育環境上、宿舍への入居が必要である場合
 - ウ 令和7年3月31日の時点において、5年以内に定年を迎える場合（入居期間の延長は最大5年間とする。）
 - (4) 令和6年8月に予定されている次期宿舍管理運営業務の更新の際、当面の間存続させる宿舍の全てについて、共益費管理事務のうち、共用部分の電気料金及び樹木の枝払い・除草・除雪費用等の按分計算、入居者からの当該費用の徴収、当該枝払い・除草・除雪業者の選定、契約の締結等に係る事務の外注化を図る。

(5) 廃止予定の宿舎における入居者の共益費の負担の軽減を図るため、令和6年度に限り、本来、共益費で負担すべき樹木の枝払い・除草・除雪作業及び当該作業を実施する業者の選定・契約業務について、大学の費用負担において実施する。

(6) 廃止予定の宿舎及び当面の間存続させる宿舎からの退去者に対し、大学構内において不動産仲介業を営む北海道大学生生活協同組合及び株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワークと連携し、次に掲げる支援措置を実施する。

ア 株式会社常ロアトムによる物件案内（仲介手数料の割引、指定業者を利用した場合における引越基本料金の割引等を用意）

イ 大和ハウス工業株式会社による物件案内（分譲住宅への転居サポート、新築分譲マンションの値引き等を用意）

ウ 株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワークによる物件案内（英語及び中国語の可能なスタッフによる対応、仲介手数料の割引等）

(7) 宿舎の入居者からの個別相談に対し、財務部資産運用管理課の窓口において対応する。

2 組合及び大学は、団体交渉に当たっては、予め交渉事項及び交渉日程を調整し、必要に応じ情報を交換するなどして、円滑かつ効果的な交渉が行えるよう配慮するとともに、今後とも、互いに誠実な交渉を行い、良好な労使関係を構築するよう努めるものとする。

3 組合は、本件救済申立てを取り下げる。

令和6年(2024年)3月28日

申立人 北海道大学教職員組合

執行委員長 清水池 義治

上記代理人 弁護士

佐藤 博文

同 弁護士

長野 順一

同 弁護士

中島 哲

以上

被申立人 国立大学法人北海道大学

総長 寶金 清博

上記代理人 弁護士

藤田 美津夫

同 弁護士

吉崎 佑紀

立会人 北海道労働委員会

審査委員長 國武 英生

審査委員 佐々木 潤

参与委員 成田 了子

同 砂長 勉

同 百瀬 康弘